

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」
改正骨子案(基本的考え方)

令和7年10月
目黒区

1 これまでの経緯

- 区では、平成15年7月に環境美化を推進するため、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」(以下、「ポイ捨て防止条例」という。)を施行し、自由が丘、中目黒、学芸大学、都立大学の4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、この区域内に喫煙所を整備することにより、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備に取り組んできたところです。
- 令和2年4月には、「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が施行され、屋内喫煙が原則禁止となり、受動喫煙の防止がルール化されました。
- 令和4年8月に実施された内閣府の「たばこ対策に関する世論調査」によると、たばこの煙を「不快に思う」「どちらかといえば不快に思う」と回答した割合は83.3%であり、たばこの煙を不快に思った場所は、「路上」と回答した割合が70.2%となっています。区においても、路上喫煙に関する区民の声は多く寄せられており、課題となっています。
- また、令和6年11月に実施された東京都の「受動喫煙に関する都民の意識調査」によると、たばこを「毎日吸う」「ときどき吸う」と回答した割合は21.5%であり、喫煙所の確保も必要な状況となっています。
- こうした状況を踏まえ、区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の更なる取組として、喫煙所の整備・拡充を進めながら、区内全域の路上喫煙禁止に向けて「ポイ捨て防止条例」の改正に着手することにしました。

※骨子の策定にあたっては、他自治体の状況等も参考にしながら、本区の関係所管で構成する「目黒区路上喫煙禁止等検討会」において検討を行いました。

2 改正骨子案(基本的な考え方)

(1)改正趣旨

区では、「ポイ捨て防止条例」に基づき、区内4か所(自由が丘、中目黒、学芸大学、都立大学の4駅周辺)を路上喫煙禁止区域に指定しています。

法改正や社会情勢等を踏まえ、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の更なる取組として、「ポイ捨て防止条例」を改正します。

(2)改正内容

①区内全域で路上喫煙(※)を禁止します

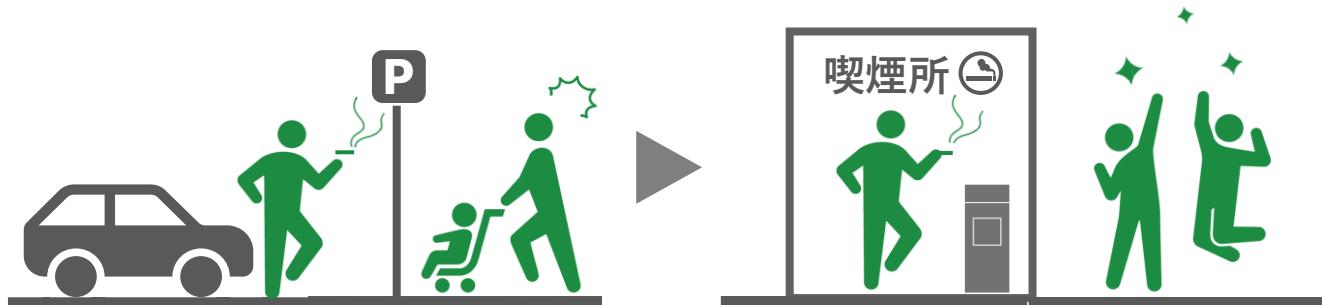
路上喫煙禁止区域を、現行の4か所(自由が丘、中目黒、学芸大学、都立大学の4駅周辺)から、区内全域に拡大し、**区内全ての場所での路上喫煙を禁止します。**

※路上喫煙とは:道路、公園、広場などの公共の場所(区の喫煙所等を除きます)で、歩行中又は立ち止まって喫煙(加熱式たばこを含みます)する行為をいいます。



②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします

「健康増進法(第27条)」や「東京都受動喫煙防止条例(第4条)」の趣旨を踏まえ、**駐車場や私道等の私有地で喫煙する場合には、周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮することを明確化します。**



③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます

「ポイ捨て防止条例」の実効性を確保するため、**区は必要な支援を行う責務を有することを定めます**。具体的には、「喫煙所の整備・拡充」、「喫煙マナーの普及・啓発」の見直しを進め、必要な支援(参考1)を強化します。

参考1 区の支援案

目的	区の支援
喫煙所の整備・拡充 -分煙環境の整備-	区が指定する喫煙所への補助拡充 令和7年度から、区が指定する喫煙所に対する補助として、整備費に加え、維持管理や改修に係る経費も補助対象としました。令和7年10月1日現在、12か所の区の喫煙所がありますが、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等に応じて喫煙所の整備を進め、分煙環境の整備を推進します。
喫煙マナーの普及・啓発	①啓発パトロールの強化 駅中心に実施している路上喫煙啓発パトロールを区内全域に拡大し、路上喫煙防止のための指導強化を行います。 ②喫煙所への誘導 グーグルマップで喫煙所の位置を把握できるようにしておき、喫煙所への誘導を一層進めていきます。 ③条例改正の周知 事業者と連携するなど、たばこを吸う人に条例改正の趣旨が十分に行き届くように周知します。

参考2 改正後「ポイ捨て防止条例」の体系図(概要)

※赤字:新規追加事項

